

令和8年度皇居外苑北の丸公園連絡歩道等測量設計業務
特記仕様書

令和8年8月

環境省皇居外苑管理事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3編 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（令和8年3月版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 業務対象範囲

本業務の設計範囲は別途図面に示す範囲とする。

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和8年12月25日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

（1）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は環境部門関連科目）

（2）技術士（建設部門又は環境部門）

（3）RCCM

（4）土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

②入札説明書に定める実績を有する者。

第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また、本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

（1）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は環境部門関連科目）

（2）技術士（建設部門又は環境部門）

（3）RCCM

（4）土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

②入札説明書に定める実績を有する者。

第6条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が4億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、環境省管内に係る土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には手持ち業務量の契約金額の合計を2億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ①当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- ④手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第7条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第8条 テクリスへの位置情報への入力

共通仕様書 1.10 の3テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については調査職員と調整のうえ決定する。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

第9条 打合せ等

打合せは「業務着手時」「業務中間時」「業務完了時」の区切りにおいて行うものとし、測量業務で3回、設計業務で3回とする。

第10条 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。なお、照査技術者による照査の報告は、1回を想定している。

第11条 業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書 1.12 の2の定めのほか「安全管理」を記載する。

第12条 成果物の提出

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領：（以下、「要領」という）（国土交通省参照）に基づいて作成した電子データを指す。

2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)で2部提出する。
「要領」で特に記載が無い項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
4. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びに PDF 形式で出力したものを併せて納品のこと。また、DWG 形式のファイルを作成するために必要な備品等については受注者が用意すること。
5. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

第 13 条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 14 条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。本業務における「主たる部分」は、共通仕様書 1.28 の 1 に示すとおりとする。

第 15 条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。
2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の 2 に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。
3. 第 1 項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

第 16 条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

第 17 条 低入札業務の品質確保対策

1. 予定価格が 1, 0 0 0 万円を超える業務で予算決算及び会計令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は土木設計業務等委託契約書第 11 条照査技術者及び共通仕様書 1.8 照査技術者及び照査の実施に代えて、下記に示す第三者の照査を実施しなければならない。
2. 第三者照査の企業に要求される資格
 - ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する予算決算及び会計令

第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

- ②環境省における令和 7・8 年度「土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③環境省から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④受注者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- （ア）親会社と子会社の関係にある場合
- （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- （ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- （イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

- ⑤共通仕様書第 1.30 守秘義務を遵守可能な者であること。

3. 第三者照査の照査技術者に要求される資格

予定照査技術者については下記の①、③に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者であることとする。

- ①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

- （１）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は環境部門関連科目）
- （２）技術士（建設部門又は環境部門）
- （３）R C C M
- （４）土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）

- ②下記の実績を有する者。

平成 28 年度以降公示日までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において以下に記載する「同種又は類似業務」において 1 件以上の実績を有する者。ただし、以下の業務は実績として認めない。

- a) 再委託による業務
- b) テクリス登録されている業務については、管理技術者又は担当技術者で登録されている業務以外
- c) テクリス登録されていない業務については、管理技術者又は担当技術者と同等と認められる業務以外
- d) 環境省発注業務のうち環境省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務（ただし、土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。）
- e) 技術者評点が 60 点未満（環境省発注業務において平成 28 年以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行い技術者評点が 65 点未満の業務、また、平成 28 年以降公示した予定価格が 100 万円を超えて 1,000 万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が 65 点未満）の業務

- ・同種業務：自然公園または都市公園における歩道設計業務
- ・類似業務：公園等における歩道設計業務

- ③平成 28 年度以降令和 7 年度末までに完了した業務について、担当した環境省発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務を除く）については平均技術者評点が 60 点以上であること。なお、職務上従事した立場は、管理技術者、主任技術者又は担当技術者とする。ただし、環境省発注業務（100 万円を超える業務）の実績がない場合は、この限りではない。

4. 照査技術者の通知

受注者は、第三者照査を行う照査技術者を定め調査職員に通知するものとする。

5. 第三者照査

第三者照査は「詳細設計照査要領」（国土交通省参照）に準じて実施するものとし、受注者は第三者の照査方法について、照査実施計画書を作成し、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

6. 打合せへの立会い

第三者照査技術者は、照査実施計画書に定めた照査時期毎に行った照査結果を、業務完了の打合せにおいて、管理技術者とともに調査職員に対して報告することとする。

7. 第三者照査技術者のテクリス登録

共通仕様書 1.9 の3の業務実績情報サービス(テクリス)の登録にあたっては、第三者照査技術者の登録は認めない。

8. 再請負

第三者照査にかかる再委託については、土木設計業務等委託契約書第7条の主たる部分に該当しないものとする。

9. 契約不適合責任

引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約内容に適合しないものであるときは、土木設計業務等委託契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の迫完を請求することができるものであり、第三者の照査技術者が責任を負うものではない。

第18条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の（4）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」（国土交通省参照）によること。

<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

第19条 公開用成果品の作成

本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、調査職員との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめること。

第20条 合同現地踏査の実施

受注者は、受注者の実施する現地踏査とは別に、調査職員と協議のうえ発注者と合同で現地踏査を実施するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

第21条 業務スケジュール管理表

受注者は、契約締結後 15 日以内に業務スケジュール管理表を作成し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、業務の進捗に合わせて業務スケジュール管理表を更新し、打合せ記録簿提出時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に調査職員に提出するものとする。

第22条 個人情報の取扱について

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の8の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

第 23 条 旅費交通費について

本業務の旅費交通費の算定にあたっては、積算上の基地を東京都千代田区役所とする。

なお、契約後は設計業務等標準積算基準書による積算上の基地の考え方にに基づき、当該業者の所在により、必要に応じて設計変更を行うものとする。

第 24 条 成果品の照査

本業務における照査は、共通仕様書 1.12 の 2 のとおり照査計画を作成し、照査計画に基づき実施するものとする。また、照査計画に基づき作成した資料は、共通仕様書 1.8 の 2 に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

第 25 条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています。

第 26 条 関係法令及び条例の遵守等

受注者は、測量業務の実施にあたっては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号。以下「法」という。）及び関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 27 条 精度管理

精度管理は「公共測量作業規程の準則」により行うものとし、精度管理表を点検測量完了後、速やかに調査職員に提出しなければならない。

第 28 条 機械器具の検定

受注者は、測量に使用する機器について「公共測量作業規程の準則」に定める第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を提出すること。

第2章 業務内容

第29条 業務の目的

本業務は、北の丸公園の第2駐車場連絡歩道及び竹林内歩道の測量設計を行うものである。

第30条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるものの他、調査職員の指示したものとする。

第31条 測量業務

本業務の歩道設計に必要な現況把握及び設計条件の整理を行うため、以下の路線測量を実施する。なお、本測量は歩道設計に必要な線形、縦断及び横断形状を把握することを目的とするものであり、4級基準点測量及び4級水準測量は実施しない。ただし、設計上必要が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

作業計画一式、現地踏査一式、条件点の観測3点、線形決定0.11km、IP設置0.11km、中心線測量0.11km、仮BM設置0.11km、縦断測量0.11km、横断測量0.11km（測量幅45～75m 測点間隔10m）

第32条 歩道基本設計

測量の結果を基に現況の詳細把握及び与条件の細部検討を行い、基本設計方針を設定する。基本設計方針に基づき、歩道の計画を現地と対応させるとともに、設計内容に関して環境への影響を検討し、各施設相互の調整を図り、路線や施設の位置、規模、内容を決定して実施設計の指標が明確となる概略の設計と概算工事費を算出し、実施設計をする際の基本となる概略設計を作成する。成果物として、全体平面図、各種基本設計図、主要施設構造図等の基本設計図及びその内容を記述した基本設計説明書を提出する。

また、歩道整備後の完成イメージを示す透視図を2枚作成するものとする。透視図の視点、表現内容及び作成範囲については、調査職員と協議の上、決定するものとする。

歩道総延長110m、歩道有効幅員1.5m

第33条 歩道実施設計

実施設計は、設計条件の確認と設計資料収集及び詳細現地踏査により、設計内容に関して環境への影響を検討し、基本設計に基づく歩道の諸施設の構造、材料、規格、デザイン、施工方法等を決定して、工事に必要な詳細図面を作成するとともに、数量計算書及び工事費内訳書を作成する。成果物として、歩道の諸施設に係る各種平面図、縦横断図、各種詳細図、工事仕様書、数量計算書、工事費内訳書、実施設計説明書等を提出する。

設計に当たっては、歩道予定箇所に近接する既設の電気設備、排水施設その他の工作物の位置及び現況を確認し、これらとの取合いを踏まえ、歩道の線形、縦横断、排水処理、施設との離隔、施工方法及び施工条件について検討するものとする。

既設施設との取合いについては、当該施設の機能及び維持管理に支障を生じさせない計画とするものとする。

検討の結果、既設施設の移設若しくは改修、施設管理者との詳細な協議又は当初の設計条件を超える構造物の設計が必要となる場合は、受注者は速やかに調査職員に報告し、その取扱いについて協議するものとする。

なお、歩道を新設予定の竹林に関して、竹林の見え方及び公園としての魅力向上に配慮した利活用並びに維持管理方法を提案するものとする。当該提案は、本条に定める実施設計の検討及び実施設計説明書の作成の範囲内で行うものとし、竹林管理計画その他の独立した成果物の作成を求めるものではない。

歩道総延長110m、歩道有効幅員1.5m

第3章 その他

第34条 資料の貸与

発注者が貸与する図書その他の資料は、調査職員が別途指示する。

第35条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

第36条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

第37条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

第38条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

(別添図面) 測量範囲図 測線 (中心線・測量対象路線)

